

船舶事故調査報告書

令和元年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年8月5日 13時50分ごろ
発生場所	北海道余市町栄町前浜沖 余市河口港外防波堤東灯台から真方位101° 1.5海里付近 (概位 北緯43° 11.8′ 東経140° 49.6′)
事故の概要	水上オートバイGROOVY CREWは、漂流中、また、水上オートバイISOZUは、遊走中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年8月6日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ GROOVY CREW、0.2トン 200-39764北海道、個人所有 B 水上オートバイ ISOZU、0.2トン 200-36243北海道、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊小型 B 操縦者B、操縦免許 なし
負傷者	A 軽傷 1人（船長A） B なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 左舷中央部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、船首を東方に向け、機関を停止して漂流中、船長Aが、グローブボックスから携帯電話を取り出していた際、B船が前方から接近するのを認めたが、速力が速く、動けば危険と思い、どうすることもできずにいたところ、左舷船首部とB船の左舷中央部とが衝突した。 B船は、操縦者B及び同乗者1人が乗り、遊走中、操縦者Bが、操縦に意識を向けながら旋回していたところ、A船に向かっていていることに気づき、ハンドルを右に切ったが、A船と衝突した。 操縦者Bは、本事故当時、水上オートバイを初めて操縦した。
分析	A船は、漂流中、船長Aが、自船に接近するB船を認めたものの、動けば危険と思い、漂流を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、遊走中、操縦者Bが、操縦に意識を向けながら旋回していたことから、A船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。

	<p>操縦者Bは、特殊小型船舶操縦士免許を受けていなかったことから、水上オートバイを操縦してはならなかった。</p>
原因	<p>本事故は、A船が漂流中、B船が遊走中、船長Aが、自船に接近するB船を認めたものの、動けば危険と思い、漂流を続け、また、操縦者Bが、操縦に意識を向けながら旋回していたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漂流中であっても、他船を認めた場合、適切な時機に衝突を避けるための措置をとること。 ・ 水上オートバイの操縦に慣れていない者は、操縦に意識を向けて周囲の見張りがおろそかにならないよう注意すること。 ・ 特殊小型船舶操縦士免許を受けていない者は、水上オートバイを操縦しないこと。